前期繰越分に係る法人税額超過構成額に関する 明細書

事業 法人名

			十 及				
措法第42条の13第 1項各号の該当号等	事業年度又は連結事業年度		当期税額控除可能額			法人税額超過構成額	
				1)		2	
平成27年改正前の 第1号		1	総額		円		
	• •	2	特別				
		3	総額				
	• •	4	特別				
	計	5	総額				
	百	6	特別				
平成27年改正前の 第2号	: :	7					
	: :	8					
	計	9	別表六(七)「1	3]			
第5号	: :	10					
	: :	11					
	計	12	別表六(十一)	[20]			
第6号	: :	13					
	: :	14					
	計	15	別表六(十二)	「27」			
第7号	: :	16					
		17					
	: :	18					
	: :	19					
	計	20	別表六(十三)	「21」			
第8号		21					
	: :	22					
	計	23	別表六(十五)	「22」			
	• •	24					
第9号	· · ·	25					
	· 計	26	別表六(十六)	「22」			
第12号		27					
	· · ·	28					
	• 計	29	別表六(二十)	Г19]			
第15号		30					
	• •	31					
	• •	32					
	• •	33					
	· ·	34	別表六(十四)	Г19」			
震災特例法第17条の 2第3項、第17条の 2の2第3項又は第 17条の2の3第3項		35					
	• •	36					
	• •	37					
	• •	38					
74 - 7	•	38	別表六(二十3				

別表六 (二十五) 付表の記載の仕方

この明細書は、法人が措置法第42条の13 (法人税の額から控除される特別控除額の特例) (東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第17条の4第1項(法人税の額から控除される特別控除額の特例)の規定により読み替えて適用する場合を含みます。)又は平成27年改正前の措置法(以下「平成27年旧措置法」といいます。)第42条の13 (法人税の額から控除される特別控除額の特例)(平成27年旧措置法第42条の4第1項から第3

項まで、第6項若しくは第7項《試験研究を行った場合の 法人税額の特別控除》(平成27年旧措置法第42条の4の2 第1項《試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の特 例》の規定により読み替えて適用する場合を含みます。) 又は第42条の12の2第2項《国内の設備投資額が増加した 場合の機械等に係る法人税額の特別控除》に係る部分に限 ります。)の規定の適用を受ける場合に記載します。